

4月から「資金移動業」という業種が誕生する。とを ご存じだろうか。長年資金移動業務は、銀行業が独占してきた。隔地間の資金移動である為替取引は、かつては紙ベースの為替手形、小切手などを媒体とし、多くの人の手作業で安全性と確実性を確保してきた。このため、資金移動の担い手を銀行だけに限定し、厳格な免許制で信頼を担保

## 資金移動業は何を変えるか

日本総合研究所理事 翁 百合

してきたのだ。しかし、近年の情報技術革新により、為替取引はオンラインシステムによりリアルタイムで行われるようになってきた。



こうした資金移動を巡る大きな環境変化に

加え、欧米では以前から銀行以外に送金業という業種が存在しており、例えば、ペイパルといったインターネットを活用した送金サービスは、海外では頻繁に使われてい

る。

今回新設される資金移動業には、マネーロンダリング対策なども義務づけられるが、貸し出しを行う銀行よりは軽い規制で送金の安全性を確保することになっており、さまざまな業種からの参入が期待されている。消費者のニーズにあった、便利で低コストの少額送金サービスが利用できるようになることは家計にとって望ましい変化である。

情報技術革新は、すでに決済分野を大きく変化

させているが、今回の新法施行は、その担い手をさらに広げる可能性を含む。すでに普及が著しいインターネット決済や電子マネーの動向にかんがみると、今後、コマースと決済の融合によるシナジー効果を探る動きも進んでいくと考えられる。資金移動業の新設は一見、地味な話題で、金融業の全体像に大きな影響を及ぼさないようにみえるが、私たちが持つ金融業のイメージを大きく変える可能性が秘められているかもしれない。